

1 [設問1] (イ)

2 1. 本件計画の変更は「処分」(行政事件訴訟法(以下略)3条2項)に
3 当らるか。

4 (1) ここで、「処分」とは、公権力の主体たる国又は公共団体の行為のヲ、
5 国民の権利義務を形成し、その範囲を確定するこれが法律上認
6 められるものをいう。具体的には ③ 公権力性、④ 法的効果性、
7 ⑤ 紛争の成熟性の観点から判断する。

8 (2) 本件では、③ 本件計画の変更は、農振法13条1項に基づいて
9 行われ、行政府のあるB市に於て一方的な立場から行われる
10 もつと言える。したがって、公権力性は認められる。

11 (3) 次に、④ 法的効果性は認められるか。

12 P. 本件農地が本件計画の変更に伴い、当該計画に沿った
13 用途に供せられていない場合は、指定用途に供すべし勧告をする
14 ことが出来る(農振法14条1項)。また、当該勧告に従わ
15 ない者に対しては、当該土地の権利の移転等指定を受けし
16 者と協議する旨の勧告をすることが出来る(同条2項)。

17 また、農用地区域内においては、開発行為を行うには、都
18 道府県知事の許可を要する(同法15条の2)。そして、同法
19 17条に基づき、当該計画の指定用途以外の用途においては
20 農地法4条1項の許可が認められる。

21 さらにこれは、本件計画の変更には、上記制限をもとにするもの
22 として、法的効果性があることは主張する。

23 1. これに対し、B市は、本件計画の変更に伴い、上記の判断

第

問

1 が伴うことを農振法は定められておらず、これは特定の個人に
2 向けられた具体性のもにない、一般抽象的では規範にすぎない
3 と反論することが考えられる。

4 確かに、農振法は、農業振興地域整備計画の変更によ
5 り、当該区域内の農地となつたものについては、農振法14条
6 から17条までの制限が及ぶことを規定しているものにもな
7 っている。

8 もつち、以下に述べるように、本件計画の変更に係る申出は
9 「申請」(行手法2条3号)に当たる。このため、本件計画の変更
10 は申請に基づいて行われるものとして、法的効果性が認め
11 られるといつべきである。

12 (4) 次に、⑦ 本件計画の変更は「処分」としての抗争の成熟性
13 は認められるか。

14 Xは、農地法4条1項の許可が得られないことに対して、取消
15 訴訟を提起すればよいようにも見える。

16 しかし、同法4条6項1号イに於いては、農用地域内にあり
17 農地は同許可は得られないことにはなる。すなわち、Xは本件地
18 が同域内にはないことを争う必要があるといえる。

19 したがって、本件計画の変更の際に、Xには争わせる必要が
20 あり、抗争の成熟性は認められる。

21 2. 本件計画の変更の申出の拒絶について、「処分」に当たることが

22 上記に述べたように、本件計画の変更が「処分」であるとい
23 うためには、当該変更の申出が「申請」に当たることをいえる
よい。

1 (1) ここで、「申請」とは、① 法令に基づいて利益を^付与する処分
2 であつて、② 行政府の応答義務が課せられるものをいう。

3 下、本件では、① 農振法13条において変更が義務づけられており、
4 本件申出において、農業地域内から外れた場合には、農振法
5 14条から17条までの制限が免れることとなる。

6 したがって、当該変更に係る申出は、法令に基づいて利益を
7 与する処分といえる。

8 1. また、② 計画変更に係る申出は、実務上、農地所有者等
9 からの申出が不可欠であつた。そして、本件運用指針4条にお
10 いて、計画変更の申出とそれに対する可否の通知の手続が定め
11 られている。本件指針は、行政規則として法的拘束力を対外的
12 的には有しないようにも思えるが、公表されている以上、市民
13 の信用を守るべく、行政府はこれに拘束されるといえる。

14 したがって、計画変更に係る申出は、行政府の応答義務を
15 課したものとされる。

16 7. 以上より、本件申出は「申請」に当る。

17 (2) つねわう、本件申出に基づく、計画変更には法的効果
18 性が認められることとなる。

19 一方、本件申出の拒絶については、計画変更に伴う利益の
20 付与を受けられないことが確定するものとして、これも法的効果
21 性が認められるといえる。そして、前述の通り、同拒絶を
22 争うことについても、抗争の成熟性は認められる。

23 (3) よつて、本件計画の変更の申出の拒絶も「処分」に当る。

1 [設問1] (2)

2 Xは、B市が本件申出を受け付けずに返送したことに對し、
3 不作為の違法確認の訴え(3条5項)を提起することが若えられる。

4 1. 訴訟事件

5 (1) 同訴えにおいては、「申請をした者」(37条)に限り、訴えを提起
6 することができ、

7 ここでの「申請」とは、申請が^{法的}法律上の根拠を有するもの
8 のことをいう。

9 (2) 本件では、Xは本件運用指針4項に基づき、申出をしている。
10 上記を求むたおりに、同指針は、公表されているものとして法的
11 拘束力を有するものである。

12 (3) したがって、法的根拠を有するものといえる。

13 (4) ついに、訴訟事件は是れされる。

14 2. 本案勝訴事件

15 (1) 同事件は、「相当の期間内に何らかの処分...をすべきである
16 にもかかわらず、これをしないこと」(3条5項)である。

17 本件では、申出の応答については、標準処理期間が1年と
18 されている。この場合、「相当の期間」については、同期間を自
19 身に判断するべきである。もっとも、同期間については、自ら
20 はるべき期間が経過したからといって、当然に違法とする
21 ものではない。すなわち、期間の経過については、合理的な
22 理由が存在する場合は、違法にはならないと解される。

23 (2) 本件の場合、Xは令和元年5月8日に本件申出をしているが、

第
問

令和2年5月中旬には、通知を受けいれた。ゆえに、自
期間として1年は経過していたといえる。これ、X以外の申出人
については、Xと同時期に申出をしていたにもかかわらず、皆
令和2年4月の段階で通知を受けいた。このため、Xに対し
このみ、申出に対する通知を1年を超えおしはいこれに、
合理的な理由があったとは言えない。

(3) したがって、「相当の期間内に何らかの処分…をすべきである
にもかかわらず、これをしはいこれに」に当る。

(4) ゆえに、本業勝訴要件も満たされる。

[設問2]

1. 施行規則4条の3第1号イについて

(1) 同号イについては、「農業の生産性の向上が相当程度図ら
れると見込まれない土地」を対象除外としている。これ、同
土地に該当する場合は、4条の3に掲げる要件を充てず、
ほ10条3項2号の事業に当らないことになる。そのため、
本件計画に本件土地を含まれることは違法となるといえる。

よび、対象除外の上記土地に該当するかが問題となる。

(2) 本件事業は、農地の冠水の防止を主たる目的としている
ため、農地の生産性の向上とは関係性が薄い。また、本件
農地については、高台にあるため、本件事業の恩恵をほとんど
受けることはないものがある。

(3) したがって、「農業の生産性…見込まれない土地」に当り、
上記条法が存在する。

2. 法律施行令9条について。

(1) 同施行令は、事業の工事が8年を経過した土地については、
ほ13条2項5号の要件を充たしてしている。もっとも、本件土地に
ついては、本件農地と関連する部分の工事については、完了し
から10年が経過していたにもかかわらず、全体としては工事が
完了して8年が経過していないとして、同要件の充足を否定し
ている。これにつき、機械的は適用は、委任命令の趣旨を
踏まえずして行われたものとして、違法であると主張する事が
考えられる。

(2) 確かに、施行令9条は、ほ13条2項5号の委任を受け^て定め
られたものである。そして、この委任命令については、委任し
法の趣旨によらずして適用がほこれに場合において、
その適用に違法があるといえる。そこで、委任し法の趣旨
に反して、適用がほこれにかんじて検討する。

(3) 本件では、農振法は、国土資源の合理的な利用^{に上}か
から、土地の農業上の利用と他の利用との~~調整~~^{調整}調整を~~目的~~
~~とし~~、農業地域の保全や農業振興の計画的な推進を
行うこととしている。

こうにとすれば、同法の委任を受け^て定められた「8年」につ
いては、他の利用との調整の上で算出される期間といえる。ま
ゆる、ほ10条3項2号の規定する工事との関係においては、当該
工事はほこれら地域をも踏まえ^て判断されるべき内容といえる。

(4) 本件においてこれをみるに、本件農地に関する部分につ

第
問

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

いとは、既に10年も前に工事が終了していた。

そして、本件農地については、農地としての効用があまり見込めない上、当該地域には医療施設が存在し付がある。そのための近隣の農家からは、当該施設の設置を求めの声も強く、
×も長男に医院を開設するのを予走していた。

こうすると、本件農地については、他の利用方法として鑑みれば、医療施設として利用する方法が合理的であり、利用方法としても農振法の掲げる調整に合うものである。

(5) よって、施行令を一律適用しこのことにつき、ほは条2項5号の委任の趣旨を背くものとして、違法がある。

以上

(
第
問
)